

社会福祉法人紀三福祉会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全職員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日（5年間）

2. 内容

目標1：小学校就学前の子を養育する職員の看護休暇を取得しやすくする。

<対策>

平成27年 4月～ 代表者会議にて各部署への周知を行う。
子の看護休暇を時間単位で取得できるようにし、看護休暇を利用しやすくする。

目標2：ノー残業デーの導入し、所定外労働の削減を図る。

<対策>

平成27年 4月～ 所定外労働の現状把握
平成27年10月～ 各部署上長とノー残業デーの取得に向けての話し合い
平成27年11月～ ノー残業デーの実施
全職員への周知

目標3：年次有給休暇の取得日数の向上を図る。職員一人当たり年平均8日以上を目指す。

<対策>

平成27年 4月～ 前年度の現状把握
平成27年 5月～ 代表者会議にて各部署への周知を行う
「バースデー休暇」を設け、有給休暇の計画的付与をする。
有給休暇を取得しやすくするため、半日有給を3日間を限度とし取得可能とする。

目標4：子どもに関する地域貢献活動の実施

<対策>

平成27年 4月～ 名草小学校生徒に向けて工作教室、料理教室等を行う「ふれあい教室」を開催。
平成28年 1月～ 平成27年度の反省、28年度の計画。
以降毎年開催する。